

## 川崎市こども文化センター及び民設児童館A S C L実施要領

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)、川崎市こども文化センター条例施行規則(昭和35年川崎市規則第53号)及び川崎市こども文化センター運営要綱(昭和61年4月1日施行)に基づき、川崎市こども文化センター及び民設児童館(以下「こども文化センター等」という。)A S C L(アスクール)(以下「A S C L」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 A S C Lは、こども文化センター等において、児童が放課後、学校から直接来館できるようにすることによって、利用の拡大を図ることを目的とする。

### (利用児童)

第2条 利用児童は、小学校1年生から6年生までとする。

### (利用日)

第3条 利用日は、月曜日から金曜日(学校休業日を除く。)までとする。

### (利用時間)

第4条 利用時間は、放課後から午後6時までとする。

### (利用の申込等)

第5条 A S C Lを希望する児童は、「こども文化センター等A S C L(アスクール)申込書」を利用するこども文化センター等へ提出するものとする。

2 A S C Lの申込みは、随時とする。

3 こども文化センター等館長は、申込書に基づき「こども文化センター等A S C L申込児童名簿」を作成するものとする。

4 申込みのあった児童で、以後、利用の辞退があったときは、「こども文化センター等A S C L申込児童名簿」から削除するものとする。

### (利用期間)

第6条 ASCLの利用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(保険の加入)

第7条 ASCLを利用する児童の保護者は、傷害保険へ任意で加入することとする。

(学校への連絡)

第8条 こども文化センター等館長は、ASCLの利用の申込み、又は辞退を受けたときは、「こども文化センター等ASCL申込児童名簿」の写しを作成し、児童が在籍する小学校長へ提出するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長が定める。

附則

この要領は、平成10年3月17日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。